

琉球大学学術リポジトリ

障害児教育における音楽を活用した取り組み(1) : データベースからみた特殊教育緒学校の現状

メタデータ	言語: 出版者: 琉球大学教育学部附属障害児教育実践センター 公開日: 2008-03-10 キーワード (Ja): 音楽, 音楽療法, 障害児教育, 文献データベース, 実践研究, 基礎研究 キーワード (En): 作成者: 緒方, 茂樹, Ogata, Shigeki メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/5062

障害児教育における音楽を活用した取り組み (I)

— データベースからみた特殊教育緒学校の現状 —

緒 方 茂 樹

Musical Approach for the Special Education (I)

— Actual Conditions on Special Schools in the Survey of Database —

Shigeki OGATA

本研究は障害児教育における「音楽を活用した取り組み」をより効果的に行うための実践的、基礎的研究を目指して計画した。長期的な展望にたつて「音楽を活用した取り組み」を考えた場合、この報告はその第一歩となるものであり、今後の障害児教育における「音楽を活用した取り組み」に対する研究的アプローチの指針を示すことを目的として行った。本報告ではまず障害児教育におけるいわゆる「音楽療法」の位置付けを再確認し、次に本研究のスタートとして全国の特殊教育諸学校における「音楽を活用した取り組み」について総覧するために、既成のデータベースを基に文献的な検討を行った。その結果、特殊教育緒学校では、1) 障害種別として知的障害を対象とした取り組みがきわめて多くみられた。2) 教科としての教育課程の枠組みで、器楽や合奏といった指導方法内容を用いながら、集団形成を指導目的として音楽を活用した取り組みが多くなされていることが明らかとなった。3) 特に養護学校においては、教科における音楽活動のみならず、養護・訓練や生活単元学習など他の教育課程の枠組みにおいても少なからず音楽を活用した取り組みがなされていることが明らかとなり、実際の教育現場において個々の子どもの実態に即した教育的対応が様々な形で工夫されていることが推定できた。これらのことを踏まえながら最後に、改めて本研究を進めていくに当たっての基本的な考え方や課題について整理し、今後の指針と研究的アプローチの方策を明確にした。

Key words: 音楽、音楽療法、障害児教育、文献データベース、実践研究、基礎研究

I. はじめに

1. 本研究の目的と背景

障害の有無を問わず、子どもたちは音楽が大好きである。音楽に耳を傾けるだけではなく、歌を歌うことや音楽に合わせて身体を動かすこと、太鼓や笛などの楽器を鳴らすことなどの音楽活動を

通じて、まさに音楽すなわち音を楽しむことができる。障害児の場合でも例えば、普段は音に敏感で耳塞ぎが目立つ自閉(症)(ここでは小児自閉症あるいは自閉性障害、いわゆる自閉的傾向をも含む)の子どもであっても、機嫌が良いときなどに好きな歌のメロディを口ずさんでいることはよくみられることである。何より音楽は、子どもたちにとって「楽しみながらの教育」につながる可能性が高いことから⁸⁾、特に障害児教育の分野ではこれまでに「音楽を活用した取り組み」が様々な指導目的や方法内容で行われてきている。例え

*Faculty of Education, Univ. of the Ryukyus

ば、教科としての音楽科の活動はもちろん、合奏などを通じた集団づくりや、リトミックなどを用いて欲求情動を発散させることによる心理的適応にも音楽は応用可能である。また、鑑賞などの場面を通じた自己統制や、非言語的メディアである音楽の特徴を生かしたコミュニケーションの発達支援などについても有効な手段となりうる。さらに、朝や帰りの会などでは多くの場面で音楽が活用されている。これらのことから、障害児教育においては教科の枠組みの中に限定された音楽活動のみならず、様々な教育場面において音楽が活用されていることがわかる。しかし一方で、それらの取り組みの多くは現場の有能な教師の経験と勘に依存する場合がむしろ多く、具体的かつ一般的な方法論として、どのように音楽を活用していけばよりよい教育的効果が得られるのかなどについて総合的にまとめられた研究はほとんどみられない。

本研究は、障害児教育における「音楽を活用した取り組み」をより効果的に行うための実践的、基礎的研究を目指して計画したものである。長期的な展望にたつて本研究を考えた場合、今回の報告はその第一歩となるものである。すなわち、全国で行われている「音楽を活用した取り組み」について文献的に検討を加えながら総覧することで、今後の障害児教育における「音楽を活用した取り組み」に対する研究的アプローチの指針を示すことを目的として行った。そのためにはまず障害児教育におけるいわゆる「音楽療法」の位置付けを再確認し、その上で「音楽を活用した取り組み」に対する考え方を改めて明確にする必要があった。これらの点を踏まえながら本報告では、まず障害児教育における実践的な研究の必要性について述べ、次に全国の特設教育諸学校における「音楽を活用した取り組み」について、既成のデータベースを基に文献的な検討を行いその現状を把握する。得られた所見を考慮しながら最後に、本研究を進めていくにあたっての基本的な考え方や課題について改めて整理し、今後の指針と研究的アプローチの方策を明確にする。

2. 障害児教育におけるいわゆる音楽療法の位置付け

障害児教育ではこれまでに「音楽を活用した取り組み」が様々な方法で行われてきているが、近年特に耳目を集めている「音楽療法」の技術は、音楽を用いた効果的な心理療法のひとつとして障害児教育の分野でも注目され、その応用が図られつつある。しかし後述するように、障害児教育という限定された分野の中で考えた場合に、現段階においては「音楽療法」という言葉に対する認識が、現場の教師や研究者の中で多少なりとも異なっている可能性があると考えられる。このことから、今後本研究を進めていくにあたって、この障害児教育の分野における「音楽療法」に対する位置付けを、最初の段階で明らかにしておく必要があると考えた。

音楽療法の定義については様々なものがあるが、松井(1989)⁸⁾によれば「音楽療法とは、音楽の持つ生理的、心理的、社会的働きを、障害の回復、機能の改善に効果的に役立てるために、計画的に行われる治療法」であるとされている。さらにこの活動は、リハビリテーション活動、保健活動、教育的活動等を総括的に現した言葉であり、非常に幅広い内容を含んでいるとしている。この定義は音楽療法の範囲をきわめて広く捉えており、いわば広義の定義づけがなされているものといえる。一方、音楽療法について全米音楽療法協会は1996年に「音楽療法とは、その資格を得たものが、個人の健康または教育の問題における、心理学的、身体的、認知的、もしくは社会的機能の明確な変化をもたらすために、音楽を処方として用いることである」と定義している。ここでは音楽療法は公認の音楽療法士が行うものであるとされ、むしろ狭義に定義づけられているといえる。この音楽療法士の認定について我が国では、1995年から全日本音楽療法連盟による音楽療法士の認定制度がスタートしている。しかし現段階において、認定を受けた音楽療法士が、実際の障害児教育の現場で音楽療法を実施することはまれであり、むしろ高齢者に対する音楽療法が主な内容となっていることが多い。この点については、非常勤講師の柔軟な任用や学校体制の問題を含めて今後改善されていくものと考えられる。しかし現状において教

師が音楽療法士の資格を得ることは、多くの場合時間的な制約などの理由で困難であると考えられる。仮に音楽療法が特別な訓練を受けた療法士の手によってのみ行われるものであるとするならば、現在の障害児教育の分野において狭義の音楽療法の応用は困難であるといわざるをえない。さらに音楽療法をこのように狭義に捉えた場合、それは「療法 (therapy)」であることから、学校教育の現場よりむしろ療育の場面で主に利用されるべきではないかとする考え方もある。

宇佐川 (1987)¹⁰⁾ は、障害児療育や障害児教育における音楽療法的接近について、「その内容はといえば、いわゆる従来型の音楽活動を実施しているというものから、情緒の安定と対人関係を深める心理療法としての音楽療法、あるいは機能訓練としての音楽療法等々、多種多様である」と述べている。このことは、障害児教育の分野でこれまでに行われてきた「従来の音楽の取り組み」と「音楽療法」について明確に区別することはきわめて困難であることを示している。しかし、双方とも「その子どもの心理的、生理的、社会的発達をうながす」ことを最終的な目的にしていることに変わりはなく、その点からみれば方法論的な面ではやや異なった側面はあるものの、それらが全く別のアプローチの方法であるとは考えにくい。遠山 (1989)¹⁴⁾ は、「心身に障害をもった人々のために、これら音楽の持つ様々な機能を生かして、障害からくる問題をやわらげ、発達を促し、あるいは表現の機会を作り、人と人との関係を深めて行こうとする考え方がある」として音楽療法の分野をとりあげているが、一方で「音楽教育の基本として、この音楽の機能的な活用という考え方が導入されることが必要」と述べている。

以上のことを踏まえながら本研究では、障害児教育の分野における音楽療法の位置付けについて、当面は以下のように捉えておく必要があると考えている。すなわち、障害児教育の場面において、音楽あるいは音響的なメディアを通じて子どもたちの心理的、生理的、社会的発達をうながす目的をもった取り組み全てについて「音楽を活用した取り組み」とよぶこととする。この包括的な概念はその範疇に、従来の音楽活動はもちろん、音楽療法的な接近をもった取り組みもまた全て含ま

れる。これらはいずれも最終的な目的が子どもの発達という点に絞られると考えられることから、本研究ではあえてその区切りは設けず、また誤解を防ぐため音楽療法という言葉の使用にあたっては制限を加えた。先の遠山 (1989)¹⁴⁾ は障害児に対する音楽教育の基本的な考え方として、「子ども一人一人の実態を良くとらえて、個々に即した教育を行い発達を促進すること、またそれぞれの子どもが抱える問題に対して、細かい心配りをしながら少しでも良い方向に導くことである」と述べている。本研究でいうところの「音楽を活用した取り組み」はまさにこのような内容をもつものであると考えている。

3. 音楽を活用した取り組みについての実践的研究の必要性

前述したように障害児教育の現場において音楽は様々な場面で、多様な方法をもって活用されている。音楽は特に子どもに好んで受け入れられやすく、またなじみやすいことから、楽しみながら教育的対応ができるという大きなメリットがある (松井 1989)⁸⁾。しかし一方で、全国各地で音楽を活用した取り組みが盛んに行われている反面、「どのような子どもたちに対して」、「どのような目的で」、「どのような方法や内容で」、音楽を応用していけばよりよい教育的効果が得られるのかについて総合的にまとめられた研究はほとんどみられない。全国各地で、個々にはすばらしい取り組みがなされていたとしても、その取り組みが他の教育現場で応用される例はむしろ少ないのが現状である。このことは、それぞれの取り組みが基本的にひとりの子どものもつ個性に応じた内容をもっていることから、他の子どもに対する汎用化が困難であることが大きな理由のひとつであると考えられる。

しかし個別の事例や取り組みであっても、数多く収集して資料を蓄積し、さらにそれら全体を見渡した総合的な検討を加えることで、取り組みの方法や内容についての共通性や、他の事例への応用が可能な側面についてもまた見出すことができるはずである。そのためにはまず、全国で数多く行われている「音楽を活用した取り組み」について総覧し、全般的な概略を把握することが必要で

あろう。その次の段階として、それらの資料（報告書や紀要などの文献）を可能な限り収集してデータベースを作成し、個々の取り組みについての相違や共通性、あるいは地域性などについてさらに詳細に検討を加えることが必要である。最終的には得られた所見を基に、現場の教師と連携をとりながら個々の子どもの実態に応じた取り組みの方法を工夫し、実際の取り組みに繋げていく。その結果に応じたフィードバックを返すことで、実際の取り組みに応じた方法論の修正などを加え、同時にデータベースの資料としてもまた再組み込みを行う。このことでデータベースの内容もさらに深まっていくものと考えられる。これらの一連の流れは、障害児教育における「音楽を活用した取り組み」についての実践的研究であると考えられ、今後本研究で進めていかなければならない大きな柱のひとつである。

II. 文献データベースからみた音楽の活用についての現状

1. はじめに

全国各地で音楽を活用した取り組みは盛んに行われている。しかしその反面、音楽をどのような形で応用していけばよりよい教育的効果が得られるのかについて、総合的にまとめられた研究はほとんどみられないのが現状である。個別の事例や取り組みであっても、数多く収集して資料を蓄積することによって、全体を通じた共通性あるいは地域性などの異同についてもまた見いだせるはずである。そのためには数多くの研究報告や実践報告などの文献を収集することが必要となるが、ここではその第一段階として全国で行われている「音楽を活用した取り組み」について既成のデータベースをもとにその概略を総覧する。

2. 目的

全国の特殊教育諸学校において音楽を活用した取り組みが、1) どのような子どもたちに対して、2) どのような指導目的で、3) どのような指導方法内容を用いて、4) どのような教育課程の枠組みの中で行われているかを中心に、盲、聾、養護学校毎に調査を行う。さらに1985年から12年間

の文献数の推移や、都道府県別の文献数も合わせて集計を行うことで、障害児教育における音楽の活用の現状について、その概略を把握することを目的とする。

3. 方法

本報告では、国立特殊教育総合研究所の特殊教育実践研究課題のデータベースを基に集計を行った。このデータベースは国内の全ての特殊教育諸学校・教育研究所などに対して教育委員会などを通じて依頼した調査を基に作成されており、キーワードについては「特殊教育シソーラス1985年度版」用語集の中から選ばれている⁷⁾。また、特殊教育実践研究課題の他に特殊教育文献目録もあるが、収集されている文献の内容を考慮して今回の集計には含めず、この特殊教育文献目録の内容については別の機会に改めて報告を行う予定である。国立特殊教育総合研究所では、インターネットを通じてこれらのデータベースを「特殊教育情報検索システム」として一般に公開している。このシステムのホームページアドレスは以下の通りである（URL:<http://www.nise.go.jp/center/service/db/main.html>）。

特殊教育実践研究課題に納められている、1985年4月から1997年3月までの12年間（全文献数22,587）について、標題あるいは索引語に「音楽」が含まれている全文献数は、重複したものを除いて536件抽出された。集計はまず全般的な傾向を把握するために、1985年から12年間の文献数の推移、あるいは全国の地方別にみた文献数について行った。さらにこの536件のうち特殊教育諸学校毎の文献数は、盲学校54件、聾学校27件、養護学校443件の合計524件あり、関係文献総数の93.07%を占めていた。以下の集計はこの特殊教育諸学校から報告された524件の文献を対象として行った。1) 「どのような子どもたちに対して」については、データベース中の主題部門の項目を参考に、視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、知的障害、情緒障害、重複障害、病弱の障害種別毎に文献数を集計した。また複数の障害種別が併記されている場合には、各々の障害種別の組み合わせ毎に集計を行った。これらのことから、集計に当たって同じ文献が重複して集計されることはなかった。

2) 「どのような指導目的で」については、様々な指導目的をもって取り組みが行われていたことから、標題、索引語、非索引語、さらに抄録に含まれているキーワードを参考に「コミュニケーション」、「集団」、「対人関係」など7項目に絞って集計を行った。3) 「どのような指導方法内容を用いて」については、指導目的の場合と同様に「遊び(あそび)」や「リトミック」、「リズム」などの6項目について集計を行った。4) 「どのような教育課程の枠組みの中で行われているか」についても同様に、「生活单元」、「日常生活」、「養護・訓練(養訓)」、「特別活動」などの6項目について集計した。これら指導目的、指導内容方法、教育課程の集計においては、同じ文献が重複して集計されている場合があった。

4. 結果

a) 年度毎の文献数の推移

図1に音楽を活用した取り組みについて、1985年から12年間の文献数の推移を示す。特殊教育実践研究課題は1985年4月からの文献が納められているが、初年度の文献数は5件ときわめて少なかった。1986年には文献数が18件となり、その後1991年の5年間で58件まで増加していた。1992年には一度34件まで減少するが、その後は再び1996年の56件まで増加し、1997年には47件とやや減少していた。1988年から1997年の10年間に限ってみれば、年平均47.7件の文献があったことになる。この12年間の文献数の総計は536件であり、特殊教育実践研究課題の全文献数(22,587件)の2.37%を占めていた。

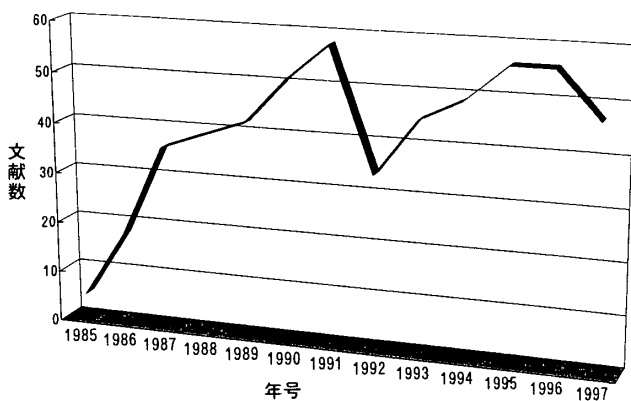


図1. 12年間における文献数の推移 (1985～)

b) 全国の地方別にみた文献数の割合

音楽を活用した取り組みが盛んに行われている地域を明らかにするために、特殊教育実践研究課題に納められていた関係文献を都道府県別にまとめ、各都道府県の特設教育学校数の総数との割合を計算した。得られた資料をもとに、さらに地方別に集計したものが表1である。ここで政令指定都市は都道府県に含めて集計した。北海道・東北地方は72.35%と高い割合を占め、ついで四国地方が69.39%を占めていた。特殊教育諸学校の学校数が比較的多い関東、近畿地方ではいずれも50%以上を占め、中部、中国地方においても同様に50%以上を占めていた。一方、沖縄県を含む九州地方は最も占める割合が少なく24.48%であった。沖縄県に限ってみると、その割合は43.75%を占めており、九州地方の他県に比較して高い割合を示していた。

表1. 全国の地方別にみた文献数の割合

	%
北海道・東北地方	72.35
関東地方	54.10
中部地方	59.01
近畿地方	53.85
中国地方	52.31
四国地方	69.39
九州地方	24.48

c) 障害種別毎にみた文献数

障害種別については、特殊教育実践研究課題の主題部門の項目を参考に文献数を集計した。この主題部門については、知的障害や精神薄弱など同様の意味をもつ複数の項目があげられていた。このことから知的障害の種別には精神薄弱、精神薄弱児、知的発達障害などの項目も含めて集計した。同様に情緒障害の種別には自閉症、自閉的傾向を、病弱には病虚弱、病弱虚弱を、重複障害には重度重複や重度心身障害などの項目も含めて集計した。その結果、今回行った障害種別の分類は視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、知的障害、情緒障害、重複障害、病弱の7種となった。また複数の障害種別が併記されている場合には、各々の障害種別の組み合わせ毎に集計を行った。

図2に障害種別毎にみた文献数の割合について示す。この場合主題部門には単一の障害種別が記載されたものに限られている。全般的にみて知的障害に関する文献が圧倒的に多くみられた。知的障害に関する文献数は275件あり、全体の67.07%を占めていた。次に多く見られたのは視覚障害で10.98%、肢体不自由は7.32%、情緒障害は最も少なく1.22%であった。図3に複数の障害種別が併記されている場合の文献数の割合について示す。複数の障害種別が併記されていた場合、3種以上のものはみられなかった。先と同様に知的障害と他の障害種別が併記されている場合がきわめて多くみられた。中でも知的障害と肢体不自由の組み合わせが最も多く68件で全体の53.97%を占めていた。また知的障害と情緒障害の組み合わせは14.29%、知的障害と重複障害の組み合わせは全体の11.90%を占めていた。一方、数は少ないも

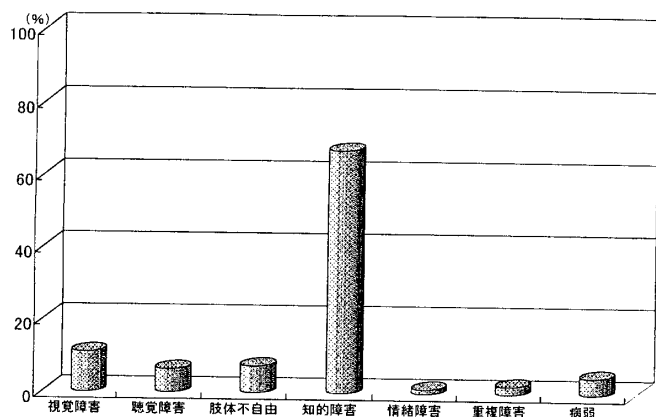


図2. 障害種別毎にみた文献数の割合

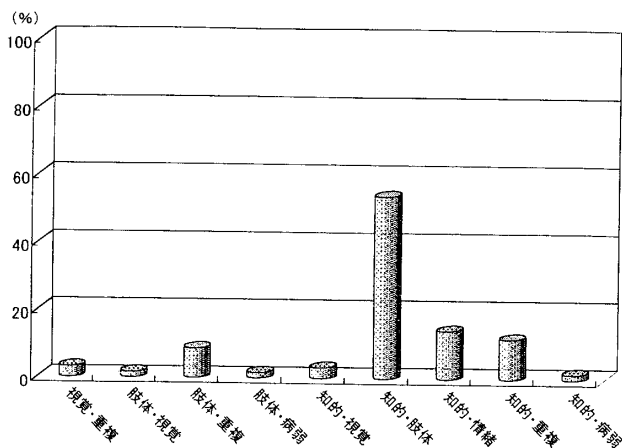


図3. 障害種別 (複数) 毎にみた文献数の割合

のの肢体不自由と他の障害種別との組み合わせもある程度みられ、重複障害との組み合わせは11件(8.73%)みられた。

d) 指導目的に関わる文献数

音楽を活用した取り組みについて、その指導計画を作成するにあたっての指導目的に関わる項目には様々なものがあげられていた。このことから、コミュニケーション、集団、対人関係、余暇、心理的安定、自己統制、機能(機能訓練を含む)の全7項目について集計を行った。

特殊教育諸学校全体の総文献数524件に対して、これら7項目のいずれかを含む文献数は160件あり、全体の30.53%を占めていた。図4に指導目的について特殊教育諸学校全体の文献数に対する割合を示す。全般的にみてこれら160件のうち最も多く見られたのが集団の項目を含む文献であり、全体の半数以上(55.00%)を占めていた。次に多く見られたのがコミュニケーションで32.50%、対人関係、余暇、機能などはいずれも10%以下であった。また、心理的安定や自己統制の項目については該当する文献がみられなかった。次に指導目的についてそれぞれ盲・聾・養護学校毎に集計を行ったものを図5に示す。盲学校における関係文献は先の160件のうち13件みられた。盲学校の場合文献総数は多くないが、集団の項目を含む文献が最も多く全体の61.54%を占めていた。次にコミュニケーションの項目が23.07%を占め、10%以下であるが余暇と機能についてもみられた。聾学校における関係文献数は先の160件のうち8

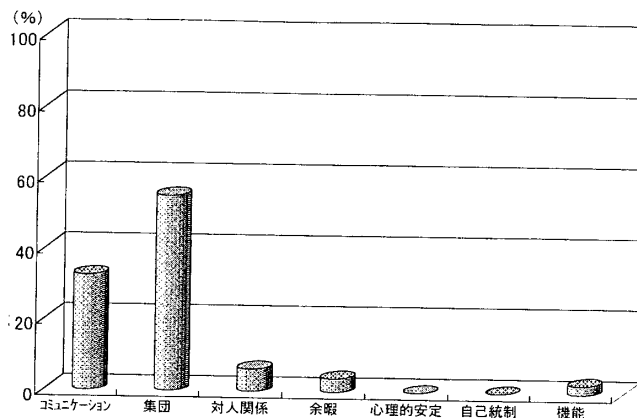


図4. 特殊教育諸学校全体でみた指導目的に関する文献数の割合

件みられた。聾学校の場合も盲学校と同様に文献総数は多くないが、コミュニケーションの項目を含む文献数がきわめて多く、全体の75.00%を占めていた。次に集団の項目が25.00%であったが、対人関係や機能については該当する文献がみられなかった。また、養護学校における関係文献数は先の160件のうち139件みられ最も文献数が多かった。養護学校では集団の項目を含む文献数が最も多く、全体の半数を超える56.12%を占めていた。次に多く見られたのがコミュニケーションの項目であり、10%以下であったが対人関係や余暇、機能についての項目も一部みられた。

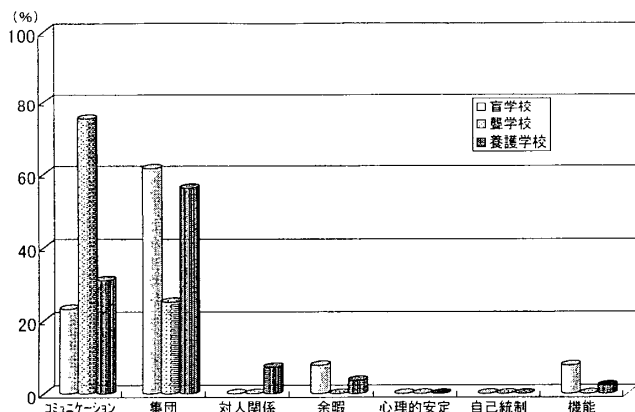


図5. 特殊教育諸学校毎にみた指導目的に関する文献数の割合

e) 指導方法内容に関わる文献数

指導方法内容に関わる項目についても先の指導目的と同様に様々なものがあげられていた。このことから、遊び（あそび）、リトミック、リズム、音楽療法、鑑賞、演奏技術の全6項目について集計を行った。ここで演奏技術の項目は、「演奏」、「器楽」、「楽器」、「合奏」のいずれかを含む項目とし、本報告において音楽療法の項目については指導方法内容の一部として集計を行った。

特殊教育諸学校全体の文献数524件に対して、これら7項目のいずれかを含む文献数は388件あり全体の74.05%を占めていた。図6に指導方法内容について特殊教育諸学校全体の文献数に対する割合を示す。これら388件のうち最も多く見られたのがリズムの項目を含む文献であり全体の30.41%を占めていた。次に多く見られたのが演

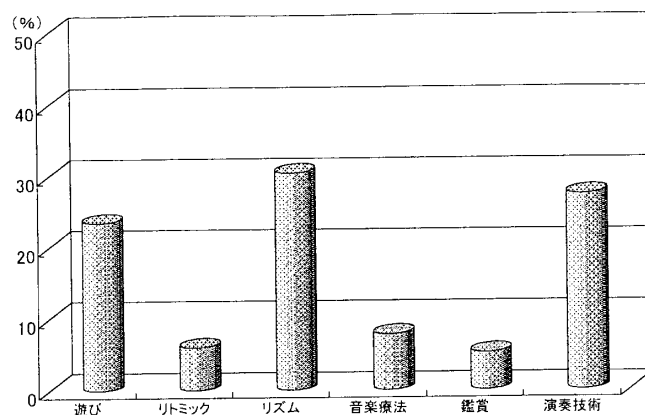


図6. 特殊教育諸学校全体でみた指導方法内容に関する文献数の割合

奏技術で27.32%、遊びは23.45%を占めていた。これらの3項目を合計すると全体の80%以上を占めていた。一方、音楽療法、リトミック、鑑賞の項目はいずれも10%以下であった。次に指導方法内容について、それぞれ盲・聾・養護学校毎に集計を行ったものを図7に示す。盲学校における関係文献は先の388件のうち49件みられた。盲学校における音楽の活用にあたっての指導方法内容としては、演奏技術（42.86%）とリズム（30.61%）の項目を含むものが多くみられた。また鑑賞、リトミックの項目を含むものも一部にみられたが、遊びや音楽療法に関するものはむしろ少なかった。また、聾学校における関係文献は先の388件のうち26件みられた。聾学校の場合には文献総数は多くないものの、リズムの項目を含む文献が最も多

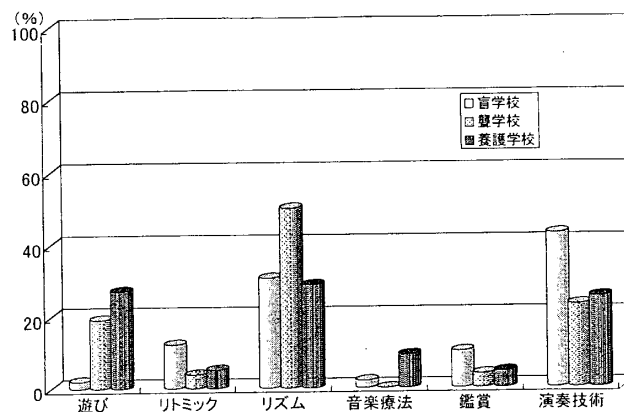


図7. 特殊教育諸学校毎にみた指導方法内容に関する文献数の割合

く、全体の50.00%を占めていた。演奏技術についても23.08%を占めていたが、その他の遊びや鑑賞についての項目はむしろ少なかった。一方、養護学校における関係文献数は先の388件のうち313件みられ、先の指導目的と同様に最も文献数が多かった。養護学校においては、遊び(27.16%)、リズム(28.75%)、演奏技術(25.24%)の三つの項目を含む文献数がほぼ同様の値を示していた。その他、音楽療法、リトミック、鑑賞については10%以下であった。

f) 教育課程における位置づけに関わる文献数

障害児教育の現場で音楽を活用しようとした場合、その取り組みは教育課程の枠組みの中に位置づけられねばならない。ここでは音楽を扱える教育課程の枠組みとして、生活単元、日常生活、養護・訓練(自立活動)、特別活動、作業学習、教科としての音楽科(以下、教科とする)の6項目に分けて集計した。養護学校の小学部などでは「遊び(あそび)」という枠組みも含まれるが、先の指導方法内容との区別をはかるためにここでは除外して集計を行った。また作業学習は養護学校における枠組みであるが今回の集計では項目のひとつとして加えた。

特殊教育諸学校全体の文献数524件に対して、これら6項目のいずれかを含む文献数は395件あり、全体の75.38%を占めていた。図8に教育課程の枠組みについて特殊教育諸学校全体の文献数に対する割合を示す。これら395件のうち最も多く見られたのが教科の項目を含む文献であり、全

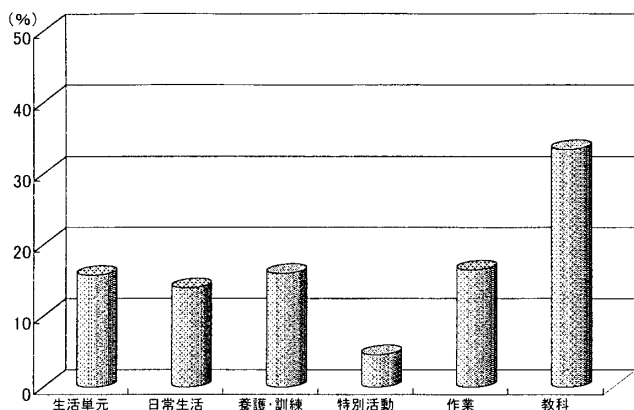


図8. 特殊教育諸学校全体でみた教育過程の枠組みに関する文献数の割合

体の33.42%を占めていた。一方最も少なかったのが特別活動の4.56%であり、その他の生活単元、日常生活、養護・訓練はいずれも15%前後を占めていた。次に教育課程の枠組みについて、それぞれ盲・聾・養護学校毎に集計を行ったものを図9に示す。盲学校における関係文献は先の395件のうち22件みられた。盲学校においては教科の枠組みの中で扱われている場合が最も多く59.09%を占めていた。その他、養護・訓練の枠組みの中で扱われている場合が22.73%を占めていた。また聾学校における関係文献は先の395件のうち7件みられたのみであったが、その範囲内において教科と養護・訓練がいずれも42.88%を占めていた。一方養護学校の場合、関係文献は先の395件のうち366件みられた。養護学校においても盲学校と同様に教科の枠組みで行われている場合が最も多く31.69%を占めていた。一方特別活動を除いて、生活単元(16.67%)、日常生活(14.48%)、養護・訓練(15.03%)、作業(17.76%)の4つの項目については大きな量的差異を認めなかった。

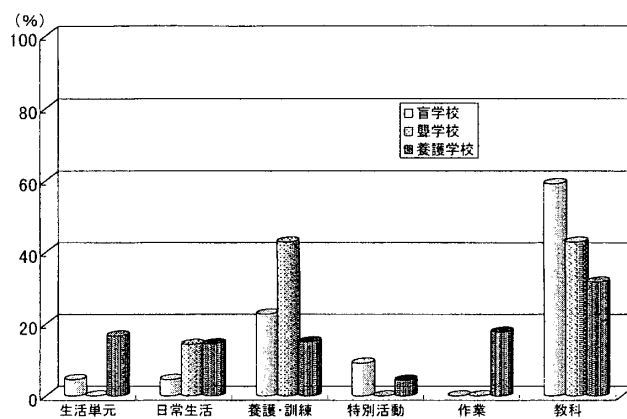


図9. 特殊教育諸学校毎にみた教育課程の枠組みに関する文献数の割合

5. 考察

a) 音楽を活用した取り組みに関わる文献数の推移と全国的な分布

特殊教育実践研究課題は1985年4月からの文献が納められているが、初年度の文献数は5件ときわめて少なく、1986年も文献数は18件であった。しかしその後1991年の5年間で58件まで文献数は

増加していた。国立特殊教育総合研究所では1985年以前から文献収集をはじめていることから、データベース全体の文献収集数による差異の可能性は低かったものと考えられる。このことから、1985年前後から5年間は音楽を活用した取り組み自体がむしろ急速に増加した時期であったものと考えられる。また1988年から1997年の10年間に限ってみれば、1992年に一度減少しているものの、全般的に見れば毎年50件前後の文献が発表されていたことがわかる。以上のことから、音楽を活用した取り組みについての文献数は、1985年前後から増加を始め、最近10年間に限ってみれば毎年50件前後の文献がコンスタントに発表されていたことが明らかとなった。今後音楽を活用した取り組みに関する研究がよりいっそう増加することが望ましいと考えられる。

音楽を活用した取り組みが盛んに行われている地域を明らかにするために、関係文献を都道府県別にまとめ、各都道府県の特殊教育緒学校の総数との割合を計算した。得られた都道府県別の資料を基にさらに全国の地方別に集計した。全国的にみて、北海道・東北地方と四国地方が70%前後を占めており最も高かった。この場合同一の学校が複数の文献を発表している場合も含まれているが、その点を考慮してもなおこれらの地方は音楽を活用した取り組みが比較的盛んに行われている地域であったものと考えられる。また政令指定都市も含めて数多くの特殊教育緒学校がある関東、近畿地方はいずれも50%前後であり、中部、中国地方と比較して大きな差異はみられなかった。このことから、音楽を活用した取り組みは都道府県別の学校数の如何に関わらず全国的に行われていることが明らかとなった。しかし九州地方に限っては25%を下回っており、数値の上からみればあまり数多くの取り組みは行われていない可能性が考えられた。但し沖縄県に限ってみればその割合は40%を上回っており、九州の他県に比較すると音楽を活用した取り組みの数は多かったものと考えられる。沖縄県には他の都道府県とは異なる独自の音楽文化が伝統的にあることから、今後はさらに地域性を生かした独自の音楽の活用方法も考えていくことができよう。

b) 音楽を活用した取り組みの対象となる子どもたち

障害種別毎にみた文献数についてみると、主題部門に単一の障害種別が記載されたものでは圧倒的に知的障害に関する文献が多くみられ、全体の67.07%を占めていた。複数の障害種別が併記されている場合には、知的障害と肢体不自由の組み合わせがきわめて多く全体の53.97%を占めていた。また知的障害と情緒障害の組み合わせは14.29%、知的障害と重複障害の組み合わせは全体の11.90%を占めていた。特殊教育緒学校に通う子どもたちを障害種別にみた場合、知的障害養護学校に通う子どもたちが最も多くみられる。それに伴って知的障害の養護学校の設置数は最も多くなっている。得られた所見はこのことを裏付けているものと考えられる。しかし一方で、子どもの絶対数以外の要因についても考慮しなければならない。例えば、知的障害養護学校にはダウン症の子どもも数多く在籍している。ダウン症の場合、リズムや音楽を好む子どもが少なくないことが知られている⁹⁾。このこともまた、知的障害の子どもに対する音楽を活用した取り組みの割合を増加させているひとつの要因であったことが推定できる。また複数の障害種別が併記されている場合には、知的障害と肢体不自由の組み合わせが最も多くみられた。このことは、音楽を活用した取り組みが、特殊教育緒学校のいわゆる重複学級において数多く行われていた可能性を示唆するものであると考えられる。また、自閉（症）などに代表される情緒障害の子どもたちの中で比較的重度の知的障害を伴い、さらに言葉をもたないような場合のほとんどは知的障害養護学校に在籍しているという現状がある。音楽は非言語的メディアであり、言葉を用いる必要がないことから、障害種別として知的障害と情緒障害が併記されていた場合などでは、コミュニケーションの手段を獲得するための取り組みのひとつとして音楽を活用していた可能性があったものと考えられる。この点については改めて指導目的などに関する考察で述べる。

一方絶対数は少ないものの、視覚障害や聴覚障害などのいわゆる感覚障害を伴う子どもたちに対しても音楽を活用した取り組みがなされていることが明らかとなった。しかし言語障害の子どもに

対する取り組みに限っては、今回ほとんどみられなかった。このことは、特殊教育実践研究課題が特殊教育緒学校と教育研究所の文献を中心としたデータベースであったことによると考えられる。すなわち、いわゆる「ことばの教室」のような、特殊学級あるいは通級指導教室の取り組みについて収集された文献数がきわめて少なかったものと考えられる。さらに特殊教育緒学校に比較すれば、学級単位で運営されることの多い特殊学級などでは、研究報告や実践報告の機会が少なかった可能性もまた考えられる。これら点については、資料の収集を個別に行うなどの工夫が今後必要であると考えられる。

c) 特殊教育緒学校における音楽を活用した取り組みの現状

音楽を活用した取り組みを行う際の指導目的について、全般的にみて最も多く見られたのが集団の項目を含む文献であり、コミュニケーションがそれについて多くみられた。また指導方法内容では同様に、リズム、演奏技術、遊びの項目が多く、さらに教育課程の枠組みでは教科としての音楽科に位置づけられている場合が多くみられた。

特殊教育諸学校別にみると、盲学校の場合には音楽科の教科としての教育課程の枠組みで、演奏技術すなわち器楽や合奏といった指導方法内容を用いながら、集団形成を指導目的として音楽を活用した取り組みが多くなされていたことが伺える。盲学校は視覚障害の子どもたちを対象として教育が行われる場であり、知的な遅れを伴わない子どもが多いことが推定される。このことを考慮すれば、盲学校においては、通常の学級で行われている音楽科の授業と類似した内容の指導が行われていた可能性が高かったものと考えられる。また盲学校では教科の枠組みの他に、養護・訓練の枠組みにおいても音楽を活用した取り組みが行われており、例えば豊かな表現を目指して「音楽リズム」を取り入れる試みや、点字楽譜の読譜などを含めたコミュニケーションに関する指導を行っている学校もみられた。盲学校における養護・訓練の枠組みでは、視覚障害という障害の特性を考慮した様々な指導が行われている可能性があり、今後さらに詳細な検討が必要である。

聾学校の場合文献の絶対数が少なく、さらに同

一の学校から複数の報告がなされている場合もあって全般的な傾向は明らかではなかった。得られた所見の範囲内であれば、教科における指導とともに養護・訓練の枠組みの中での指導が多く見られたといえる。特に指導目的としてコミュニケーションをあげる場合が多く、指導方法内容として「リズム遊び」といった「リズム」と「遊び」の両方の項目を含む例もみられた。学校毎に詳細に内容を検討したところ、特に小学部や幼稚部において「残存聴力」がある子どもを対象としたコミュニケーション指導を目的としてリズム遊びなどを行っている例がみられた。また残存聴力がない場合であっても、聴覚障害の子どもに対して空気の振動を身体で受け止められるような教材教具の工夫を行っている例もあり、聾学校における音楽の活用については今後の新たな取り組みの可能性が示唆されたと考えられる。

養護学校については文献数が最も多く特徴的な傾向を認めたが、子どもと学校の絶対数を考慮すれば、今回の集計からは主に知的障害養護学校についての所見が得られたものと考えられる。養護学校では指導目的として集団の項目を含む文献数が最も多く全体の半数を超え、次に多く見られたのがコミュニケーションの項目であり、対人関係や余暇、機能についても一部にみられた。また指導方法内容は、演奏技術のみならず、遊びやリズムの項目もまた多くみられた。一方教育課程の枠組みをみると、特に養護学校においては教科における音楽活動のみならず、養護・訓練や生活単元学習など他の教育課程の枠組みにおいても少なからず音楽を活用した取り組みがなされていることが明らかになった。養護学校の場合には肢体不自由や重度重複障害の子どもも在籍し、知的障害養護学校に限ってみても知的障害の他にダウン症や自閉（症）などの幅広い障害種別の子どもが在籍している。さらに知的な発達の相違も考慮すれば、盲・聾学校に比較して養護学校においては様々な子どもが混在する複雑な教育場面が構成されているものと考えられる。得られた所見から養護学校における取り組みの中には、教科の枠組みの範囲内だけでは実現困難な取り組みもまた少なからず含まれていたものと考えられる。これらのことから、養護学校においては教科の枠組みの中で音楽

を活用するだけでなく、他の教育課程の枠組みにおいても個々の子どもの実態に即した教育的対応が様々な形で工夫されていることが推定できる。

1999年3月に発表された文部省の新しい学習指導要領案では、養護・訓練が自立活動として見直され、さらに総合的な学習の時間を新たに設けることで、指導方法内容の柔軟な運用を可能にしようとしている¹⁰⁾。これらのことを踏まえて今後は、教科の範囲内における従来の音楽活動のみならず、さらに幅広い教育場面において音楽を活用した新たな取り組みが工夫されていくことが望まれる。上述したように音楽を活用した取り組みの工夫は、むしろ教科以外の枠組みの中でこそ柔軟かつ斬新な内容をもって実現できた可能性が考えられる。しかし一方で、新たな取り組みを工夫するためには最低限の試行錯誤がどうしても必要となる。教育現場において試行錯誤は許されないものであるとの考え方もあろうが、少なくともこの試行錯誤を可能な限り取り除くためには、実践的な取り組みに当たっての理論的な背景を固めておくことが重要であろう。そのためには、ここまで述べてきたような実践的な研究を進めるとともに、その科学的根拠を構築するような基礎的な研究もまた平行して行っていくことが不可欠であると考えられる。今後障害児教育における音楽を活用した取り組みを考えるに当たっては、子どもを中心としながら、実践研究と基礎研究との綿密な連携を図っていくことが最も重要なアプローチのひとつであると考えられる。

今回の集計では、指導目的として心理的安定や自己統制という項目に該当する文献は見あたらなかった。しかし集団形成を図るということは、一方で音楽活動を行っている一定の時間内は集団の中にいることが要求されるものであり、特に多動な傾向のある子どもにとっては自己統制をはかることにつながる取り組みとなりうる。さらに音楽活動を通して情動的なものを発散させ、心理的安定をはかることもまた可能であろう。これらの指導目的は比較的長期的な展望のもとに考えられるものであることから、教科の指導計画の作成など比較的短期の指導目的を考えた場合には表面に出にくかったものと考えられる。また知的障害養護学校に少なからず在籍している、自閉（症）の子

どもたちにとって音楽を活用した取り組みは対人関係の改善や、前述したようなコミュニケーションの支援という目的で行われていたものと考えられる。特に幼稚部や小学部などでは早期からの教育的対応の重要性も相まって、リズム遊びや手遊びなどを用いた音楽活動が行われていた可能性が高く、これらはコミュニケーションの発達につながる取り組みとして重要であると考えられる。さらに数は少なかったものの、余暇の過ごし方につながる活動としての音楽の活用についても今後重要になってくるものと考えられる。特に作業学習などの時間が増加する高等部などでは、在学中はもちろんのこと学齢を終えた後も考慮して、余暇活動を豊かなものにするための音楽活動を学齢の時期に身につけておくことが重要であろう。このことは特に彼らのライフサイクルをトータルで考えた場合にきわめて重要な点のひとつであると考えられる。

Ⅲ. 本研究における今後の課題と研究的アプローチの方策

1. 先行研究との比較と音楽を活用した取り組みに関する基本的な考え方

本研究ではまず音楽を活用した取り組みを考えるにあたっての研究的アプローチの方法について述べ、さらに全国で行われている「音楽を活用した取り組み」について国立特殊教育総合研究所のデータベースをもとにその概略を総覧した。中村（1990）¹¹⁾と富田（1997）¹⁵⁾は、特殊教育実践研究課題（中村は1980年から1988年までの9年間、富田は1985年から1994年までの10年間）を基に、標題と索引語に「音楽療法」という項目のみを含む文献について集計を行っている。双方とも本報告と重複する期間があるが、文献数は中村の場合39件、富田の場合には43件を対象として集計を行い、いずれも他のデータベースなどとの比較を行いながら考察を加えている。その中で中村（1990）¹¹⁾は、都道府県別の分布については同一の学校から複数の課題がでていることから、音楽療法を実践している学校は全国に散在しているものと述べている。本報告では「音楽療法」という限定したキーワードではなく、広く「音楽」をキー

ワードとして抽出し、集計したことから文献の総数は536件と先行研究に比較して明らかに多かった。盲学校や聾学校からの文献数は少なかったものの、特に養護学校の場合には同一の学校から複数の課題がでていることを考慮しても、地域による差がある程度みられたものと考えられる。また富田(1997)^{15) 16)}は、医療系の文献データベースと比較しながら、養護教育における「音楽療法」に関しては、文献数そのものが非常に少ない現状で経過していると述べている。しかし先に指摘したように、「音楽」をキーワードとして集計した場合には、ほぼ同時期に毎年50件前後の文献数がみられることが明らかとなった。この値は先の医療系のデータベースから抽出された「音楽療法」の文献数と比較して大きな差異はなく、年度によってはむしろ文献数が多い場合もみられた。

本研究では基本的な考え方として、音楽療法的な接近の手法も含めて「音楽を活用した取り組み」と包括的に捉える必要があると考えている。上述したように「音楽療法」と限定して検索した場合には、きわめて限られた範囲の実践のみが抽出された可能性があったものと考えられる。すなわち音楽療法士の訓練を十分に受けている教師はきわめて少ない可能性があることに加えて、実際には音楽療法的な接近を図りながらも、実践技術としての音楽療法の手法がそのまま適用できないような場合がむしろ多かったものと考えられる。例えば音楽療法の基礎理論のひとつとして同質の原理がある(Altshuler 1948)¹⁾。これは音楽療法の対象となるクライアントの覚醒水準などを見極めながら、使用する楽曲の曲想などを判断するための指針を示したものである。障害児教育における音楽の活用にあたっては、この原理を応用することは十分に可能である。音楽療法の場合、基礎的な理論の構築がある程度なされていることから、その基本的な考え方を理解した上で障害児教育に応用することはきわめて有効であると考えられる。しかし一方で、音楽療法でしばしば行われる、即興演奏などを用いたダイナミックな心理療法的アプローチをそのまま障害児教育に応用できるか否かについては疑問である。これらのことから、障害児教育の分野において上述したような音楽療法的な接近を図った場合に、その内容は等しく「そ

の子どもの心理的、生理的、社会的な発達をうながす」という目的をもちながら、その取り組みを音楽療法とする場合もあれば、あえて音楽療法とはしない場合もあったことが推定される。

松井(1989)⁸⁾によれば、「音楽療法には、音楽を聞かせることによって、音楽自身の働きを直接利用しようとする方法と、音楽活動の持つ発達促進的、機能回復的働きを活動療法的に使う方法」があり、「その両者がうまく統合されたときに、より効果的な成果をもたらすことができる」としている。これは音楽療法を広義に定義したもののひとつであり、障害児教育における音楽の活用の最終的な目的もまさにこれらの点にあると考えられる。しかし得られた所見を考慮した場合、障害児教育における「音楽療法」という言葉の使い方が、少なくとも現段階においては、全国の都道府県をはじめ、学校現場や教師の間で必ずしも同一でない可能性が考えられる。中村(1990)¹⁴⁾がいみじくも指摘するように、「現実問題として障害児を対象とした場合、どこからどこまでが音楽療法で、どこからどこまでが単なる音楽教育ないし音楽活動であるか、区別することは非常に困難である」といわざるをえない。以上のことから、本研究では今後とも当面の間、音楽療法的な接近も含めて「音楽を活用した取り組み」として包括的に取り扱っていくこととする。本研究の最終的な目的は、より多くの教師が広く「音楽を活用した取り組み」を実現できることを目指した、いわば汎用性のある方法論を考えていくことであり、応用可能な音楽療法的な接近の方法は当然その範疇に含まれると考えている。このような実践的な研究を進めていくにあたっては実際の教育現場との密接な情報交換が不可欠であると考えられる。今後とも互いに連携を図りながら個々の子どもに対する事例研究などを進め、さらにその資料を蓄積していくことが重要であろう。

2. 音楽を活用した取り組みに関する新たなデータベース作成

全国で行われている「音楽を活用した取り組み」について、特殊教育実践研究課題から標題あるいは索引語に「音楽」が含まれる文献総数は536件にのぼっていた。次の段階として早急に行わなけ

ればならないことは、この抽出された文献全てについて新たなデータベースの作成を試みることである。すなわち、特殊教育実践研究課題に含まれている標題、索引語、著者などの項目を必要に応じて選択的に移植することで、「音楽を活用した取り組み」に限定した単独のデータベースを作成することである。この新たに作成するデータベースはいわば雛型といえるものである。特殊教育実践研究課題には抄録も項目に含まれているために、この雛型だけでも十分に利用価値は高いものである。今回報告したように、標題や索引語あるいは抄録などに含まれる項目を検索し、集計することで障害種別や教育課程の枠組みなどについて全般的な概略については把握することができる。しかし一方で、事例としてあげられている子どもの様子や、抄録に記載されていない方法論的な内容などについて詳細な情報を得ることは不可能である。今回の集計の段階においても、それぞれの取り組みが行われている学年、あるいは学部については全て特定する事はできなかった。また事例が数多くあげられているような場合についても、個々の子どもの発達段階や障害種別までは特定不可能であった。同じ音楽を活用した取り組みといっても、幼稚部と中学部とでは自ずとその指導目的や方法内容は異なるであろうし、さらに子どもの実態によっても取り組みのあり方は異なるべきであろうと考えられる。これらの点について個々に調査をするためには、可能な限り実際の文献を手元に収集し、個々の文献毎に詳細に検討を加えていく他に方法はないと考えられる。この場合、536件の文献全てを収集することは不可能に近く、さらに収集できた文献全てに目を通して検討を加えることは大変困難な作業である。しかしこの作業を地道に続けながら必要な項目を厳選し、先の雛型となるデータベースに項目を加えていくことで、「音楽を活用した取り組み」について今後さらに詳細な所見がみいだせることは間違いないと考えられる。

本研究では現在、今回抽出できた文献の収集を行いながら、平行して新たなデータベースの試作を進めている。このデータベースの充実をはかることで、今回報告したような文献的な研究の進展のみならず、現場の教師が活用できる新たなデー

タベースシステムとしての運用も可能となる。すなわち、教師が実際に子どもを前にして音楽を活用した取り組みを考えようとした時に、その子どもの実態に合わせた情報が可能な限り簡便に抽出できるようなシステムを構築することができる。例えば、ある教師が所属している「小学部」の「低学年」において、「ダウン症」の子どもに対して「リズム遊び」を取り入れた取り組みを行いたいと考えたとする。この場合キーワードとなるのは、最低限度「小学部」、「低学年」、「ダウン症」、「リズム遊び」の4項目である。これらの項目をキーワードとしてデータベースを検索することで、全国の類似した取り組みの文献が複数抽出されるように検索項目を厳選する。現在構築しているシステムは単なるデータベースとしてだけではなく、実際の教育現場で活用することを意識して検索機能を充実させている。このことで現場の教師にとってもまた、きわめて有用なシステムを構築することができると考えられる。さらに今後、現場の教師との連携を図りながら実践的な研究を進める際にも、このシステムの活用が有効であると考えられる。

3. 障害児教育における音楽を活用した取り組みのための基礎的研究

先に今後障害児教育における音楽を活用した取り組みを考えるに当たっては、子どもを中心としながら、実践研究と基礎研究との綿密な連携を図っていくことが最も重要なアプローチのひとつであることを指摘した。障害児や高齢者に限らず、音楽が人間の心理的側面や生理的側面に対して効果を及ぼすという事実は古くから知られており、人間は音楽を聞くことによって受ける影響や効果を経験的に用いてきたという長い歴史がある。ここで音楽が人間に与える効果については、自律系の指標や脳波などを用いた生理学的な研究がその分野を担っている。また人間が音楽を聞くことによって受ける影響や効果については、心理学的な立場からのアプローチが考えられる。さらにその双方の効果を総合的に検討しようとする研究分野が精神生理学（生理心理学）の分野であるといえる。これらの研究分野から得られた資料は、障害児教育における音楽の活用をはかる際の基礎的な背景

となり、科学的な基礎理論の構築に不可欠であるといえる。例えば、音楽がもつメロディー（旋律）やハーモニー（協和）、リズム（拍子）については、知覚的な認知の問題と深い関係をもっており、Fran e (1988)³⁾の研究をはじめとして、認知心理学の分野で古くから様々な研究が行われている。また、各々の楽曲がもつ音楽的表現（いわゆる曲想）の基本的な分析については、Hevner (1936)⁵⁾の行った古典的な研究以来、数多くの研究がなされている。さらに近年では、音楽心理学の分野で特に発達的なアプローチが重要なテーマとして着目されている (Harrgreaves 1995, 梅本 1996)^{4) 17)}。いわゆる音楽のジャンルや嗜好性あるいは態度などについては、時代や年齢あるいは気分などによって容易に変化するものである。これらのことは障害児教育における音楽の活用に応じたとしても、考慮すべききわめて重要な側面であると考えられる。また実際の教育場面で使われている多くの楽曲がもつ音楽的表現についても、指導目標などを考慮しながら個別に検討を加えていく必要があると考えられる。さらに音楽心理学における発達的なアプローチについても、現在のところ障害児を念頭において行われたものはほとんどみられない。しかしこの発達的なアプローチについては、今後の障害児教育にとってきわめて重要な基礎的研究テーマのひとつになっていくことが予想される。本研究を進めていくにあたって、これらの心理学的なアプローチによる基礎的な研究は今後ともさらに必要である。

一方音楽が人間に与える効果については、主に生理学の分野で研究が行われてきた (Zimny & Weidenfeller 1962, Walker 1977, Borling 1981)^{20) 19) 2)}。しかし、個々には興味深い所見が得られているものの、現段階において明確で一般的な傾向はなお得られていない。音楽が人間に与える影響とそれに対する人間の反応様式は、きわめて多様かつ複雑であり、音楽を活用した取り組みを行うために不可欠な基礎的研究であるにも関わらず、明確な所見が得られにくい研究分野であるといわざるを得ない。しかし一方で、これまでみてきたように音楽が人間の心身に大きな効果を与えることは経験的に知られた事実であることから、実験デザインの工夫や得られたデータの処理

方法の改善などで新たな所見が見いだせる可能性は十分にあるといえる。筆者らは過去10年以上にわたる基礎研究の中で特に受動的音楽鑑賞時の脳波変動について詳細に検討を加え、音楽がもつ覚醒調整効果の存在を指摘した (ogata 1995, 緒方 1997, 岩城ら 1995)^{12) 13) 6)}。このことは、受動的音楽鑑賞という音楽活動のもつ意味について科学的に明らかにしたものであるが、あくまで音楽鑑賞のひとつのあり方を示したものにすぎない。受動的音楽鑑賞という音楽活動に限ってみても、鑑賞態度に関わる心理的構えの相違など様々なあり方があると考えられる。しかし音楽を活用して人間の覚醒水準をある程度コントロールできる可能性を指摘できたことから、例えばパニックを起こした自閉（症）の子どもに対する教育的対応などの場面で応用がはかれる可能性がある。そのためには前述した実践的な研究との両立が不可欠であり、ここでも双方の情報交換や事例的な研究を通じて具体的な方法論を工夫することが重要であろう。これらのことから、今後とも受動的音楽鑑賞に関する基礎的な研究を継続していくことは、障害児教育における音楽の活用についての基礎的な理論構築の一助となりうると考えている。本研究では、今後実験設備や機器の充実をはかりながら、時間をかけてこれらの基礎的な研究を進めていく計画である。

以上述べてきたように、障害児教育における音楽の活用をはかるには、実践的な研究はもちろんのこと、その裏付けとなる基礎的な研究もまた平行して行っていくことが不可欠である。これからの本研究の遂行にあたって、実践的な研究をひとつの柱と考えるならば、基礎的な研究はもうひとつの重要な柱であるといえる。それらはいわば「車の両輪」のような関係をもつと考えられ、双方が綿密な連携をとりながら研究が進められていくように計画をしていく必要がある。これまで多くの場合、実践的な研究と基礎的な研究が連携を図ることは少なく、むしろ別の領域で個別になされてきた経緯がある。今後は両者が連携をとりながら共同して研究を進めることがきわめて重要であり、そのことによって「障害児教育における音楽の活用」についてさらに有効な所見が得られていくものと考えられる。

謝 辞

今回の報告した内容については、特に国立特殊教育総合研究所の図書館と研修情報課普及係に多大な協力を頂いた。三輪広司、大島久子、三堀涼子の各氏をはじめ研究所スタッフの皆様に深謝いたします。またデータベースの作成や資料の整理などにおいては、緒方かおる氏の協力に負うところがきわめて大きく、また本学大学院2年の伊藤歌苗氏にも細かな面での協力を得た。ともに今後の研究の発展を祈りつつ、記して感謝の意を表します。

文 献

1. Altshuler, I.M.: A psychiatrist's experiences with music as a therapeutic agent. In Schullian, D. M., & Shoen, M. (Eds.) Music and medicine.:266-281. Henry Schuman. 1948.
2. Borling, J. E.: The effects of sedative music on alpha rhythms and focused attention in high-creative and low-creative subjects, J. Music Therapy XVIII : 101-108. 1981.
3. Fran e, R. : The perception of music. Dowling, J. W. (Trans.), Lawrence Erlbaum Associates, Publishers, New Jersey. 1988.
4. Harrgreaves, D. J.: The developmental psychology of music. Cambridge University Press. 1986. 小林芳郎 (訳): 音楽の発達心理学 田研出版 1995.
5. Hevner, K.: Experimental studies of the elements of expression in music. American J. Psychology 48: 246-268, 1936.
6. 岩城達也、緒方茂樹、林 光緒、堀 忠雄 : 音楽が覚醒水準に及ぼす影響. 脳波と筋電図 23: 10-16, 1995.
7. 国立特殊教育総合研究所 : 特殊教育諸学校・教育研究所等における研究課題等の調査報告 —平成9年度実施した研究課題—, 1998.
8. 松井紀和 : 発達障害への音楽療法の適用. 発達障害研究 11: 98-101, 1989.
9. 松川有美子 : ダウン症青年と音楽 —共感的関係をめざして. 北海道教育大学旭川分校情緒障害教育研究紀要 8 : 67-70. 1989.
10. 文部省 : 盲学校、聾学校及び養護学校 幼稚部教育要領案 小学部・中学部学習指導要領案 高等部学習指導要領案 : 1999.
11. 中村 均 : 心身障害児の音楽療法の現状と展望. 国立特殊教育総合研究所紀要 17 : 11-18, 1990.
12. Ogata S.: Human EEG responses to classical music and simulated white noise —Effects of musical loudness component on consciousness—. Perceptual and Motor Skills 80 : 779-790, 1995.
13. 緒方茂樹: 受動的音楽鑑賞時の脳波変動に関する研究. 広島大学総合科学部紀要IV 理系編 23: 219-222, 1997.
14. 遠山文吉 : 障害児教育と音楽療法. 脳性マヒ児の教育 74 : 32-37, 1989.
15. 富田 淳 : 養護教育における音楽療法 —最近の研究動向から(1985-1994年)—. 大阪市教育センター養護教育室紀要 13 : 16-23, 1997.
16. 富田 淳 : 養護教育における音楽の指導について考える —音楽療法の視点から—. 大阪市教育センター養護教育室紀要 10 : 48-62, 1994.
17. 梅本堯夫 : 音楽心理学における発達のアプローチ. 音楽知覚認知研究 2 : 2-8, 1996.
18. 宇佐川浩 : 障害児教育における音楽療法. 理学療法と作業療法 21 : 439-443, 1987.
19. Walker, J. L. : Subjective reactions to music and brainwave rhythms. Physiological Psychology, 5 : 483-489. 1977.
20. Zimny, G. H. & Weidenfeller, E.W.: Effects of music upon GSR of children. Child Development, 33: 891-896. 1962.